国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (Jークレジット制度) 方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用)

Ver. 1. 0

平成 25 年 4 月 17 日

目次

第1章	総則	1
1.1	目的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	本規程の構成	1
1.4	国際規格への準拠	1
1.5	基本文書一覧	2
第2章	方法論の基本的事項	3
2.1	方法論の体系	3
2.2	方法論の構成	3
2.3	排出削減量及びベースライン排出量の概念	4
2.4	排出削減量の算定で考慮すべき排出活動	6
第3章	各構成要素の策定規程	7
3.1	方法論番号	7
3.2	方法論名称	7
3.3	適用条件	7
3.4	排出削減量の算定	8
3.5	プロジェクト実施後排出量の算定	8
3.6	ベースライン排出量の考え方	9
3.7	ベースライン排出量の算定	9
3.8	モニタリング方法	10
3.9	付記	11
3.10	附属書	12
第4章	方法論の策定及び改定手続	13
4.1	方法論の策定手続	13
4.2	方法論の改定手続	13

第1章 総則

1.1 目的

Jークレジット制度方法論策定規程(排出削減プロジェクト用)(以下「本規程」という。)は、 Jークレジット制度の排出削減量のモニタリング及び算定が正確でかつ簡易なものとなるように 方法論として必要な要件を規定するとともに、透明性のある方法論の策定手続を規定することを 目的とする。

1.2 用語の定義

本規程で使用する用語は、実施要綱及び実施規程(プロジェクト実施者向け)に定めるものの ほか、以下に定めるところによる。

用語	定義
適用条件	方法論を適用するために必要となる条件
排出活動	温室効果ガスを排出する活動
主要排出活動	プロジェクトによって得られる機能を実現するために必要となる直接的な
	排出活動
付随的な排出活動	主要排出活動以外の排出活動であって、プロジェクトの実施に起因する排
	出活動

1.3 本規程の構成

本規程の構成は、以下のとおり。

第1章 総則

本規程の目的及び用語の定義等について規定する。

第2章 方法論の基本的事項

方法論の体系及び方法論の構成等の基本的事項について規定する。

第3章 各構成要素の策定規程

方法論の各構成要素において求められる内容について規定する。

第4章 方法論の策定手続及び改定手続

方法論の策定及び改定手続について規定する。

第5章 改定履歴

本規程の改定履歴について示す。

1.4 国際規格への準拠

本規程は、排出削減量のモニタリング手法等に関する国際標準である、ISO14064-2 に準拠して作成している。

• ISO14064-2 温室効果ガス -第2部 プロジェクトにおける温室効果ガスの排出量の削減又 は吸収量の増加の定量化、モニタリング及び報告のための仕様並びに手引一

1.5 基本文書一覧

J-クレジット制度における各文書の内容及び当該文書に定められた要求事項を順守しなければならない主体(「利用者」欄に明記された主体)は以下のとおり。

	文書名		規定内容	利用者
1	実施要綱		J ークレジット制度の基本的方針及び原則、各	プロジェクト
			種委員会等の業務並びに J - クレジット制度	実施者
			を利用する者が従うべき要件及び手続を定め	審査機関 等
			るもの	
2		プロジェク	プロジェクト実施者がプロジェクト計画書の	プロジェクト
		卜実施者向	作成から排出削減・吸収量の認証までの一連の	実施者
	実施規程	け	手続において満たすべき要件を定めるもの	
		審査機関向	審査機関が妥当性確認及び検証において、満た	審査機関
		け	すべき要件を定めるもの	
3	モニタリング・算定規程		方法論に定められたモニタリング項目ごとに、	プロジェクト
			従うべき具体的なモニタリング方法を定める	実施者
			もの	
4	方法論策定規程		方法論の策定に必要な要件及び策定手続を定	方法論策定者
			めるもの (本文書)	
(5)	方法論		排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、	プロジェクト
			排出削減・吸収量の算定方法、モニタリング方	実施者
			法等を定めるもの	
6		プロジェク	プロジェクト実施者が、制度管理者との関係で	プロジェクト
		ト実施者用	契約の形で①,②,③,⑤の文書に規定された事	実施者
	約款		項を遵守すべきことを定めるもの	
	<u> </u>	審査機関用	審査機関が、制度管理者との関係で契約の形で	審査機関
			①,②の文書に規定された事項を遵守すべきこ	
			とを定めるもの	

第2章 方法論の基本的事項

2.1 方法論の体系

方法論は、以下の体系に基づき分類する。

ギー由来 CO2 を削減する分野をいう。

- ・エネルギー分野 (EN)
 - ▶ 省エネルギー等分野(EN-S)

石炭、石油、天然ガス等の化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来 CO2 を削減する分野をいう。

▶ 再生可能エネルギー分野(EN-R)
石炭、石油、天然ガス等の化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネル

・工業プロセス分野(IN)

工業プロセスにおける化学的又は物理的変化により排出される温室効果ガスを削減する分野をいう。

・農業分野 (AG)

農業分野において排出される家畜由来又は農地由来の温室効果ガスを削減する分野をいう。

・廃棄物分野 (WA)

廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野をいう。

2.2 方法論の構成

方法論の構成は以下のとおりとする。なお、方法論には要求事項に加え、点線の枠内に手引き、 解説等を示す。

• 方法論番号

方法論を識別するための番号を記載したもの

・方法論名称

方法論の名称を記載したもの

• 適用条件

方法論の適用条件を定めるもの

排出削減量の算定

排出削減量の算定式を定めるもの

・プロジェクト実施後排出量の算定

プロジェクト実施後排出量の算定式を定めるもの

・ベースライン排出量の考え方

ベースライン排出量の考え方を定めるもの

・ベースライン排出量の算定

ベースライン排出量の算定式を定めるもの

モニタリング方法

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量を算定するために必要となるモニタリン グ項目及びモニタリング方法例等を示すもの • 付記

適用条件及び排出削減量の算定方法以外に必要な要求事項を定めるもの

• 附属書

特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定めるもの

2.3 排出削減量及びベースライン排出量の概念

2.3.1 排出削減量の概念

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量との差が排出削減量となる。



2.3.2 ベースライン排出量の概念

ベースライン排出量とは、プロジェクトが実施されなかった場合において、当該プロジェクトと同等の種類及び水準の機能(例:発電電力量、蒸気の供給量又は製品の生産量)を提供する際に想定される温室効果ガス排出量をいう。具体的には、プロジェクトを実施しなかった場合において想定される、既存設備の使用又は既存燃料の使用等に伴う温室効果ガス排出量である。

更新プロジェクトにおいてはプロジェクト実施前の既存設備の使用に伴う排出量を、新設プロジェクトにおいては標準的な設備の使用に伴う排出量を、それぞれベースライン排出量として設定する。また、燃料又は手段の切替えを行うプロジェクトにおいてはプロジェクト実施前の燃料の使用又は手段の実施に伴う排出量をベースライン排出量として設定する。

なお、設備を更新するプロジェクトであっても、既存設備では実現できない活動として、以下のいずれかに該当するものを実施しようとする場合は、新設プロジェクトとみなす(判断基準としての具体的な特性、数値等は方法論ごとに定める)。ただし、プロジェクト実施前後で設備の利用実態に変更がないことが証明できる場合は、③又は④の判断を省略することができる。

- ① 更新前の設備の効率等の仕様が取得できない場合
- ② 故障若しくは老朽化等により更新前の設備を継続利用することができない場合又は継続利用できるが導入から法定耐用年数の2倍(若しくはメーカーが定める設備の定格寿命)を

超えている場合

- ③ 更新後の設備の出力以外の特性(温度又は圧力等)が更新前の設備で実現し得ない場合
- ④ 更新後の設備の定格能力等の出力(**※1**) が更新前の設備の定格能力等に対して一定比率 (**※2**) を超える場合
 - ※1 ここでの出力は、設備の利用先に接続されており即時に稼働できる設備の出力の合計をいう。例えば、更新プロジェクトにおいて、更新前の設備がプロジェクト実施後においても設備の利用先に接続されており即時に稼働できる場合は、更新前の設備の出力についても合計に加える必要がある。
 - ※2 更新前の設備の定格能力等の 1.5 倍を目安とし、具体的には個別の方法論で定める。

2.3.3 標準的な設備の概念

プロジェクト実施者が適切に標準的な設備を選定できるよう、標準的な設備の選定方法として①設備群の特定、②設備の特定及び③設備効率の設定の3つを方法論に示す。また、予め設備群、設備又は設備効率が特定できる場合には、具体的な設備群、設備及び設備効率を方法論に示す。また、プロジェクトごとに個別判断が必要な場合においては、その判断方法等を示す。①設備群の特定及び②設備の特定については、プロジェクトにより導入される設備が代替し得る設備に係る一般的な状況(設備の普及状況及び設備投資の経済性)及び当該プロジェクト固有の状況を踏まえた上で設定する。

- ③設備の効率については、以下に従うこととする。
 - i) エネルギーの使用の合理化に関する法律(平成 23 年法律第 74 号) 第 78 条に規定される基準(以下「トップランナー基準」という。) が設定されている設備の場合
 - イ)トップランナー基準を達成すべき年度(以下「目標年度」という。)がプロジェクト開始年度以降の場合(技術進展のすう勢がある場合)
 - ・目標年度のエネルギー消費効率を、ベースラインとして想定する標準的な設備の効率 とする。
 - ・プロジェクト開始年度より前の指標となるエネルギー消費効率 (例えば、改正前の目標年度のエネルギー消費効率) が存在する場合は、当該エネルギー消費効率と目標年度のエネルギー消費効率の線形補間により、プロジェクト開始年度のエネルギー消費効率を推計し、これをベースラインとして想定する標準的な設備の効率とすることもできる。なお、プロジェクト開始年度より前の改正前の目標年度のエネルギー消費効率が複数存在する場合は、直近の改正前の目標年度のエネルギー消費効率を線形補間に用いなければならない。

※エアコン (業務用: 2015年度) 及び自動車 (2015年度) 等が該当する。

- ロ) 目標年度がプロジェクト開始年度以前の場合(技術進展のすう勢がない場合)
 - ・目標年度のエネルギー消費効率を、ベースラインとして想定する標準的な設備の効率 とする。

※ストーブ(2006年度)及びガス温水機器(2006年度)等が該当する。

ii) トップランナー基準が設定されていない設備の場合 プロジェクト実施者が、新設される設備と同等の能力(容量又は機能等)を有する設備 であって、プロジェクト登録の申請時点で販売されている複数(原則として、3 つ以上)の設備を選定し、その平均効率を設定する。その際、原則として、選定される複数設備はシェア等も踏まえて代表的なメーカーの設備から選ぶこととする。ただし、代表的なメーカーの設備効率にばらつきが大きい場合には、保守性の観点から効率の高いものを選ぶこととする。

2.4 排出削減量の算定で考慮すべき排出活動

本制度の対象となるプロジェクトは、日本国温室効果ガス排出量インベントリにおいて直接又は間接的に排出削減効果が得られるプロジェクトであり、海外におけるプロジェクトは対象外である。したがって、方法論策定においては、原則として、ベースライン及びプロジェクトに伴う排出活動のうち、日本国内のもののみを網羅的に特定する。ただし、プロジェクト間の公平性を考慮し、海外から調達される燃料等を使用するプロジェクト(例えば、海外で精製されたバイオ燃料の使用を伴うプロジェクト)については、海外の排出活動についても特定を行う。

当該方法論で算定する排出活動については、特定した排出活動のうち、影響度及びモニタリングコストを勘案し決定する。具体的には以下のとおりである。

- ・主要排出活動については、すべて排出削減量の算定で考慮する。
- ・付随的な排出活動については、以下の2つの要件のいずれも満たす排出活動を排出削減量の 算定で考慮する。
- ① 保守的に算定した上で1%以上の影響度が想定される排出活動
- ② 計測可能な排出活動

ばならない。

なお、計測可能な排出活動とは、一般的に想定されるプロジェクト実施者による直接的な排出活動及び電気若しくは熱利用による間接的な排出活動又はサプライチェーンにおける間接的な排出活動のうち直接計測、合理的な推計値若しくはデフォルト値の設定等が可能な排出活動をいう。その際、以下の排出活動については計測が困難なため、②にはあたらないこととする。

- ・設備の製造、運搬、設置及び廃棄に係る排出活動
- ・化石燃料の精製及び運搬に係る排出活動
- ・プロジェクト実施前の既存設備が転売され、他者による当該設備の使用に係る排出活動 なお、上記①の影響度及び②の計測可能性については、方法論策定時にその証明を行わなけれ

第3章 各構成要素の策定規程

3.1 方法論番号

方法論番号は、方法論の識別番号及び版番号で構成する。識別番号は英字及び数字3桁で構成され、英字については、「2.1 方法論の体系」に基づくものとする。版番号については、「4.2 方法論の改定手続」に基づくものとする。

3.2 方法論名称

方法論の名称は、採用する技術を一般的に示す名称とする。 なお、プロジェクト概要の説明を点線の枠内に参考情報として示す。

3.3 適用条件

原則として、以下の事項については、適用条件として設定する。

- ・排出削減に資する設備の導入又は燃料若しくは手段の切替えを行うこと
- ・設備の導入又は燃料若しくは手段の切替えが法律等に定める義務によるものではないことまた、必要に応じて以下の事項を適用条件として設定する。
- ・対象とする設備若しくは燃料に関連する法令又はガイドライン等を満たすものであること
- ・ベースラインの原単位の算定に使用するモニタリング項目について、プロジェクト実施前の 一定期間の累積値が必要であること

なお、設定した適用条件に対して詳細な説明が必要な場合は、その説明を点線の枠内に参考情報として示すものとする。例えば、以下の内容を示すものとする。

- ・方法論の対象とする設備の導入又は燃料若しくは手段に関する補足説明
- ・更新プロジェクトを対象とする方法論においては、「2.3.2 ベースライン排出量の概念」に基づいたベースライン排出量の考え方
- ・新設プロジェクトを対象とする方法論においては、「2.3.2 ベースライン排出量の概念」に基づいたベースライン排出量の考え方(特にベースラインにおいて想定される標準的な設備の設定方法)
- ・採用する技術の概念に含まれるが他の方法論を適用すべき場合は、他の方法論を適用すること (例えば、バイオマスボイラーを導入するプロジェクトは、ボイラーの導入に関する方法 論ではなく、バイオマス燃料を利用する方法論を適用すべき場合が該当する。)

3.3.1 特定のプロジェクトに関する条件

(1) 熱、電力等を生成するプロジェクトの場合

プロジェクトの実施により生成された熱、電力等を他者に提供した場合、原則、環境価値は、熱、電力等とともに他者に移転されるとみなし、認証対象は、プロジェクト実施者が自家消費した熱、電力等に係る排出削減量に限ることとする。ただし、プロジェクト実施者と電力事業者との間で、環境価値はプロジェクト実施者に帰属することを締約したうえで電力を提供した場合であって、当該環境価値の帰属状況が証明できる書面(電気事業者とプロジェクト実施者との間で締結する契約書の写等)等を提出でき、かつ、環境価値のダブルカウントの防止措置がとられている場合は、この限りではない。

ここで、他者に提供した電力には、廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)に規定される電気事業者による新エネルギー等電気の利用に該当するもの及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に規定される電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に該当するものを含む。

(2) バイオマス燃料を利用するプロジェクトの場合

バイオマス燃料の原料は、国産及び海外産とも対象とする。また、プロジェクト実施前にマテリアル利用又はエネルギー利用されていないものに限定する。

本制度においては、以下のとおりバイオマス燃料ごとに方法論を分類する。

分類	主なバイオマスの種類
バイオ固形燃料	木質バイオマス(木質ペレット、木質チップ及び薪等)及び下水汚泥由来
	固形燃料 等
バイオ液体燃料	バイオディーゼル燃料(BDF)、バイオエタノール及び魚油由来バイオオ
	イル 等
バイオガス	嫌気性発酵によるメタンガス燃料 等

3.4 排出削減量の算定

排出削減量は、「3.7 ベースライン排出量の算定」で求めた排出量から、「3.5 プロジェクト実施後排出量の算定」で求めた排出量を減じることにより算定する。

・排出削減量 = ベースライン排出量 - プロジェクト実施後排出量なお、算定する排出活動の一覧を点線の枠内に参考情報として示すものとする。

3.5 プロジェクト実施後排出量の算定

算定する排出活動のうち主要排出活動については、排出量の算定式を要求事項として示すものとする。算定する排出活動のうち付随的な排出活動については、排出量の算定式を点線の枠内に例示するものとする。

付随的な排出活動については、プロジェクト実施者がプロジェクトごとに、影響度の見込みを

妥当性確認時に算定した上で、当該影響度に従い、以下のように取り扱う。なお、プロジェクト 実施者の利便性に鑑み、適切なデフォルト値を用意するのが望ましい。

- ・影響度が5%以上の場合は、モニタリングを行い排出量の算定を行う。
- ・影響度が 1%以上 5%未満の場合は、排出量のモニタリングを省略することができる。ただし、省略した場合は、妥当性確認時に影響度の見込みを算定し、検証時に当該影響度を排出削減量に乗じることで当該削減量の算定を行う。(※)。
- ・影響度が1%未満の場合は、排出量の算定を省略することができる。
- ※ただし、複数のモニタリングを省略する付随的な排出活動の影響度の合計を 5%以上にしてはならない(影響度の合計が 5%未満となるようにモニタリングを省略する付随的な排出活動を調整しなければならない)。

プロジェクト実施後排出量は、排出活動の規模を表す指標(以下「活動量」という。) に単位指標当たりの排出量(以下「排出係数」という。) を乗じてプロジェクト実施後の各温室効果ガス排出量を算定した後、各温室効果ガス排出量を合計することにより求める。

<プロジェクト実施後排出量の算定例>

- ・プロジェクト実施後の各温室効果ガス排出量
 - = Σ {(プロジェクト実施後の活動量) \times (排出係数)}
- ・プロジェクト実施後排出量
 - = Σ {(プロジェクト実施後の活動量) \times (地球温暖化係数)}

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として 示す。

3.6 ベースライン排出量の考え方

プロジェクト実施後とベースラインとで等しくなる発電電力量、蒸気の供給量、製品の生産量等の算定式を設定する。

<ベースライン排出量の考え方の算定例>

- ベースラインの機能
 - = プロジェクト実施後の機能
 - = プロジェクト実施後の活動量 × プロジェクト実施後の効率等の指標

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として 示す。

3.7 ベースライン排出量の算定

ベースライン排出量は、ベースラインの活動量に排出係数を乗じてベースラインの各温室効果ガス排出量を算定した後、各温室効果ガス排出量を合計することにより求める。ここで、ベースラインとして想定する活動量については、「3.6 ベースライン排出量の考え方」で求めたベースラインの機能に基づき算定を行う。

<ベースライン排出量の算定例>

- ・ベースラインの活動量
 - = ベースラインの機能 ÷ ベースラインの効率等の指標
- ・ベースラインの各温室効果ガス排出量
 - = Σ {(ベースラインの活動量) \times (排出係数)}
- ・ベースライン排出量
 - = Σ {(ベースラインの各温室効果ガス排出量) × (地球温暖化係数)}

なお、ベースラインの効率等の指標については、「2.3 排出削減量及びベースライン排出量の概念」を基に決定すること。

また、付随的な排出活動については、プロジェクト実施者が、算定を省略してもよいこととする(ただし、算定を行う場合には、必ずモニタリングを行わなければならない)。

なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として 示すものとする。

3.8 モニタリング方法

モニタリングが必要な項目については、モニタリング方法例、モニタリング頻度、留意事項等を設定する。なお、手引き、解説等が必要な場合は、適宜、手引き、解説等を点線の枠内に参考情報として記載し、該当するモニタリング項目の注釈と対応させる。

モニタリング方法例には、一般的に想定されるモニタリング方法を示す。

モニタリング期間において、数値が変動するモニタリング項目(単位発熱量、排出係数、バイオマスの含水率、温度及びエネルギー効率等)を計量器でモニタリングする場合については、モニタリング頻度を要求事項として定める。それ以外の変数については、目安としてのモニタリング頻度を定める。

要求頻度を定めなければならないモニタリング項目は以下のとおり。これ以外に数値が変動するモニタリング項目がある場合には、当該数値が変動する周期等を踏まえ、モニタリング頻度を要求事項として定める。

モニタリング項目	対象燃料等		要求頻度
単位発熱量	固体燃料	バイオマス燃料、廃棄	年1回。ただし、供給元の変更があっ
		物由来燃料	た場合には都度計測
		上記以外	仕入れごと
	液体燃料	バイオマス燃料、廃棄	年1回。ただし、供給元の変更があっ
		物由来燃料	た場合には都度計測
		上記以外	供給元の変更ごと
	気体燃料	バイオマス燃料、廃棄	年1回。ただし、供給元の変更があっ
		物由来燃料	た場合には都度計測
		上記以外	供給元の変更ごと
排出係数	固体燃料 液体燃料		仕入れごと
			供給元の変更ごと

	気体燃料	供給元の変更ごと
含水率	バイオマス燃料	年1回。ただし、供給元の変更があっ
		た場合には都度計測
温度	_	連続計測の場合は、1時間1回
		1日の代表値を計測する場合は、1日
		1回
エネルギー使用原	-	ベースラインの場合は、プロジェクト
単位		開始前に1回
		プロジェクトの場合は、年1回

3.8.1 過去の実績を用いエネルギー使用原単位を求める場合

エネルギー使用原単位の算定に必要なエネルギー使用量、生産量等の記録について、必要な期間を特定しなければならない。

必要な期間については、季節変動等の影響を勘案し、原則として1年間とする。ただし、エネルギー使用原単位の変動が年間を通じて少ないことをサンプリングデータ等によって合理的に示せる場合には、より短い期間の累積値データにより把握してもよい。

3.8.2 デフォルト値の設定方法

各方法論で共通して使用する基本的な係数等のデフォルト値については、モニタリング・算定 規程を参照することとし、個別の方法論のみで使用する係数等のデフォルト値については、個別 の方法論にて定める。

方法論策定に当たり、新たなデフォルト値を設定する場合、以下のいずれかの要件を満たせば、 政府の報告書等からデフォルト値を採用することができる。

- ① 採用するデフォルト値と実際の値とのずれが5%以下であること
- ② ①を満たさない場合であっても、当該デフォルト値を採用しなければ、技術的に実測が困難であること
- ③ ①及び②を満たさない場合であっても、保守的に数値の設定を行うこと

また、デフォルト値を使用するモニタリング項目については、検証申請時において、最新の値 を使用するようモニタリング頻度を要求事項として定めなければならない。

3.8.3 標準的な設備の設備効率

新設プロジェクトを対象とする方法論において、標準的な設備の設備効率を設定する際に必要となる情報等(例えば、トップランナー基準の値)を示すものとする。

3.9 付記

「3.1 方法論番号」から「3.8 モニタリング方法」以外に必要な要求事項を定めるものとする。例えば、一般慣行障壁による追加性の評価及び追加性の評価の省略(ポジティブリスト)等を定める。

なお、妥当性確認に当たって提出する必要がある資料一覧、妥当性確認に当たって準備が必要な資料一覧並びに方法論の制定及び改定内容の詳細を点線の枠内に参考情報として示すものとする。

3.9.1 追加性の評価の例外について

追加性は、原則として、経済的障壁により評価するが、個別の方法論において以下の内容を定めることができる。

(1) 一般慣行障壁

経済的障壁がない(経済的な優位性がある)にも関わらず、普及が進んでいない技術に対しては、一般慣行障壁により追加性を評価することができる。一般慣行障壁の有無は、以下の2つの要件を満たすことで評価する。

- ① 当該技術の普及を妨げる障壁が特定できること。
- ② 特定した障壁により、実際に普及が妨げられていることが合理的に説明できること。

(2) 追加性の評価の省略(ポジティブリスト)

追加性(経済的障壁及び一般慣行障壁)を有する蓋然性の高い方法論については、個別のプロジェクトにおける追加性の証明を省略(ポジティブリスト化)することができる。

蓋然性が高いか否かは、原則として、方法論の対象となるプロジェクトが追加性を有する信頼 度が 95%以上かどうかで判断する。当該条件を満たすよう、方法論に定める技術を家庭部門で導 入する場合等の条件を付すこともできる。

追加性の有無は外部環境の状況により変化すると考えられるため、原則として、1 年ごとに確認し、必要に応じて見直すこととする。

3.10 附属書

特定のプロジェクトにのみ必要となる要求事項及び参考情報を定める。例えば、以下の内容を 定める。

- ・電力を使用する方法論における自家用発電機を使用する場合の電力排出係数の算定
- ・化石燃料からバイオマス燃料へ転換する方法論における設備導入を伴う場合のベースライン 排出量の考え方及び算定式

第4章 方法論の策定及び改定手続

4.1 方法論の策定手続

方法論の策定手続は、以下のとおりとする。

- ① 方法論提案者は、方法論承認申請書を制度管理者へ提出する。
- ② 制度管理者は、方法論提案者から方法論承認申請書の提出を受けたときは、遅滞なく運営委員会委員へ申請内容を報告する。
- ③ 制度管理者は、必要に応じ有識者等から意見聴取を行い、方法論提案者から申請のあった 方法論について所要の調整を実施することができる。この際、方法論提案者は、制度管理 者からの要請に従い、必要な情報を提供しなければならない。
- ④ 制度管理者は、方法論提案者から申請のあった方法論についてパブリックコメントを実施する。
- ⑤ 制度管理者は、パブリックコメントの結果の取りまとめを行い、必要に応じて方法論提案 者から申請のあった方法論を修正する。
- ⑥ 運営委員会は、方法論提案者から申請のあった方法論に関する審議を行う。
- ⑦ 制度管理者は、委員会での審議を踏まえ、方法論を承認し方法論番号を付す。

4.2 方法論の改定手続

要求事項の改定を行う場合は、原則として、前項の「方法論の策定手続」に従い改定を行う。 手引き、解説等の改定を行う場合は、制度管理者で修正を行い、その内容を遅滞なく運営委員会 委員へ報告する。

方法論は版で管理し、版の番号は「Ver.a.b」とする。ここで、a 及びb は数字にて表現することとし、要求事項に係る改定の場合はa に 1 を加え、手引き、解説等に係る改定の場合はb に 1 を加える。

施行日

本文書は、平成25年4月17日から施行する。

改定履歴

Ver	制定/改定日	有効期限	内容
1.0	H25.4.17	_	新規制定